〇津市水道水源保護条例
平成19年３月30日条例第６号
改正
平成26年12月19日条例第39号
平成27年３月27日条例第24号
令和元年12月18日条例第29号

津市水道水源保護条例
（目的）
第１条　この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第２条第１項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源の保護及びかん養を図り、もって住民の生命と健康を守ることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　水源　法第３条第８項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
（２）　水源保護地域　本市の水道に係る水源及びその上流地域で、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域をいう。
（３）　対象事業　次に掲げる事業をいう。
ア　砕石業（岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破砕及び破砕した岩石の洗浄を行う事業をいう。）
イ　砂利採取業（砂利（砂及び玉石を含む。）の採取（洗浄を含む。）を行う事業をいう。）
ウ　産業廃棄物処理業（産業廃棄物を処分する事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第１項の許可を要しない施設において行う事業で、排水を伴わないもの又は公共下水道を使用するものを除く。）をいう。）
（４）　既設対象事業場　対象事業を行う工場その他事業場のうち、管理者が水源保護地域を指定した日において既に設置されている工場その他事業場をいう。
（５）　規制対象事業場　対象事業を行う工場その他事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他事業場で、第６条第３項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。
（６）　広域水源保護　雲出川流域に係る水源の保護をいう。

（本市の責務）
第３条　本市は、水源の保護に必要な施策を定め、これを実施しなければならない。

（住民等の責務）
第４条　住民等は、水源の保護に関する理解を深め、それぞれの立場から水源の保護に寄与するよう努めるとともに、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（水源保護地域の指定等）
第５条　管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。
２　管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ第11条に規定する津市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
３　管理者は、第１項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。
４　前２項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

（事前の協議及び措置等）
第６条　水源保護地域において対象事業を行おうとする者又は既設対象事業場の施設の構造若しくは規模の変更若しくは事業の範囲の変更（以下「対象事業場の変更」という。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。
２　管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置をとらず、若しくはとる見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置をとるよう勧告するものとする。
３　管理者は、第１項の規定による協議の申出があった場合において、審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

（規制対象事業場の設置の禁止）
第７条　何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

（建設工事の着手の禁止）
第８条　事業者は、規制対象事業場に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業又は対象事業場の変更に係る工事（以下「建設工事」という。）に着手してはならない。
２　管理者は、前項の規定に違反して建設工事に着手した場合は、当該建設工事の一時停止を命ずることができる。

（中止命令等）
第９条　管理者は、第７条の規定に違反して、規制対象事業場の設置のための工事に着手した者又は規制対象事業場を設置した者に対し、当該規制対象事業場の設置に係る工事の中止を命じ、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

（広域水源保護の相互協力）
第10条　本市は、広域水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の２の２第１項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体から本市に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

（審議会の設置等）
第11条　水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、審議会を置く。
２　審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要事項を調査審議する。

（組織）
第12条　審議会は、委員10人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１）　学識経験のある者
（２）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）
第13条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第14条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）
第15条　審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　審議会の庶務は、上下水道管理局において処理する。
５　第11条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（委任）
第16条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（罰則）
第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
（１）　第８条第２項の規定による一時停止命令に従わない者
（２）　第９条の規定による中止の命令、原状回復の命令又は措置の命令に違反した者

（両罰規定）
第18条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則
（施行期日）
１　この条例は、平成19年６月１日から施行する。ただし、第５条及び第11条から第15条までの規定は、公

布の日から施行する。

（津市水道水源保護条例等の廃止）
２　　次に掲げる条例は、廃止する。
（１）　津市水道水源保護条例（昭和63年津市条例第１号）
（２）　久居市水道水源保護条例（昭和63年久居市条例第１号）
（３）　美里村簡易水道水源保護条例（昭和63年美里村条例第１号）
（４）　一志町水道水源保護条例（昭和63年一志町条例第14号）
（５）　白山町水道水源保護条例（昭和63年白山町条例第16号）
（６）　美杉村水道水源保護条例（平成９年美杉村条例第１号）

（経過措置）
３　　この条例の施行前に廃止前の津市水道水源保護条例、久居市水道水源保護条例、美里村簡易水道水源保護条例、一志町水道水源保護条例、白山町水道水源保護条例又は美杉村水道水源保護条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
４　　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお廃止前の条例の例による。

附則（平成26年12月19日条例第39号）
１　　この条例は、平成27年４月１日から施行する。
２　　この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定のあるものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（平成27年３月27日条例第24号）
この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和元年12月18日条例第29号抄）
１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。